

福岡県医発第1172号(地)

平成16年10月1日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 竹 嶋 康 弘



産婦に対する看護師業務について(通知)

標記の件につきまして、厚生労働省医政局より福岡県保健福祉部を通じ別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、本件に関しご了解いただき、貴会会員への周知方につきましてご高配下さいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



16医指第1204号

平成16年9月21日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長



産婦に対する看護業務について（通知）

看護行政の推進につきましては、平素より御協力賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省医政局看護課長から通知がありましたので、貴会員の方へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。



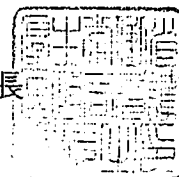


医政看発0913002号

平成16年9月13日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



産婦に対する看護師業務について

標記について、別添1の愛媛県保健福祉部長からの照会に対し、別添2のとおり回答したので御了知の上、貴管下の市町村（特別区含む）、医療機関、関係団体等への周知徹底及び指導方よろしくお願いいたしたい。

なお、参考までに平成14年11月14日付医政看発第1114001号「助産師の業務について」（写）を送付する。



別添1



16 保(医)第 3 7 9 号
平成 1 6 年 9 月 3 日

厚生労働省医政局看護課長 殿

愛媛県保健福祉部長



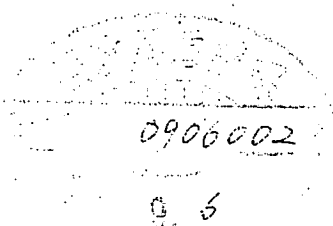
産婦に対する看護師業務について（照会）

下記の行為については、保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）第 5 条に規定する診療の補助には該当せず、同法第 3 条に規定する助産に該当すると解するが、貴職の意見をお伺いしたい。

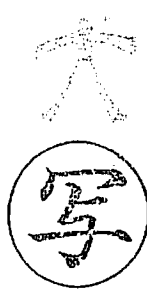
記

産婦に対して、子宮口の開大、児頭の下降度等の確認及び分娩進行の状況把握を目的として内診を行うこと。

但し、その際の正常範囲からの逸脱の有無を判断することはない。



別添2



医政看発第0913002号

平成16年9月13日

愛媛県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局看護課長



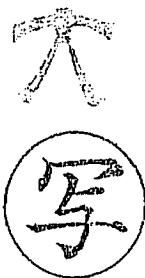
産婦に対する看護師業務について（回答）

平成16年9月3日付け16保（医）第379号により照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおりと解する。

(参考)

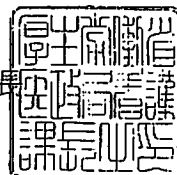


医政看発第 1114001 号

平成 14 年 11 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

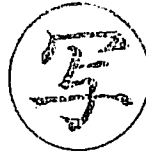
厚生労働省医政局看護課長



助産師の業務について

標記について、別添 1 の鹿児島県保健福祉部長からの照会に対し、別添 2 のとおり回答したので御了知の上、貴管下の病院、診療所等への周知徹底及び指導方よろしくお願いいたしたい。

別添1



医 第 5 7 0 号

平成14年11月5日

(医 務 課 扱 い)

厚生労働省医政局看護課長 殿

鹿児島県保健福祉部長



助産師の業務について（照会）

下記の行為については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条で規定する助産であり、助産師又は医師以外の者が行ってはならないと解するが、貴職の意見をお伺いしたい。

記

- 1 産婦に対して、内診を行うことにより、子宮口の開大、児頭の回旋等を確認すること並びに分娩進行の状況把握及び正常範囲からの逸脱の有無を判断すること。
- 2 産婦に対して、会陰保護等の胎児の娩出の介助を行うこと。
- 3 胎児の娩出後に、胎盤等の胎児付属物の娩出を介助すること。

別添2

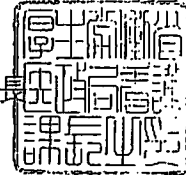


医政看発第 1114001 号

平成 14 年 11 月 14 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局看護課長



助産師の業務について（回答）

平成 14 年 11 月 5 日付け医第 570 号により照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

貴見のとおりと解する。